

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 479 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第479回企業会計基準委員会（2022年5月17日開催）で審議をお願いした、ステップ2で議論する論点間の関連及び優先して検討する論点の整理並びに債務不履行（デフォルト）の定義に関して聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### ステップ2で議論する論点間の関連及び優先して検討する論点の整理

2. 検討の方向性に異論はないが、信用リスクの著しい増大の判定時の担保等による貸出スプレッドの調整（論点6）は、審議資料では信用リスクの著しい増大の判定プロセスのみに関連付けられているが、損失評価引当金を測定するプロセスにも影響する論点ではないか。

### 債務不履行（デフォルト）の定義

3. ステップ2ではIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）における定めをそのまま取り入れるという事務局提案に賛成する。
4. 実務上困難とは言えないという事務局の評価に関して、自己資本比率規制上の対応を理由に挙げているが、SICRの判定を債権単位で行う等の他の論点についても事務局は同様に評価しているのかを確認したい。
5. 債務不履行（デフォルト）の定義は、信用リスクを見積る期間等のその他の論点とも関連して、損失率等のデータが変更となったり信用コストが増加するだけでなく、銀行の与信運営の変更を促し企業全般に影響を与える可能性もあるため、そのような観点も踏まえて今後検討を深めて欲しい。
6. 債務不履行という用語が用いられているが、民法上の債務不履行の定義との混同を招くおそれがあるため、会計基準上ではIFRS第9号の原文どおりにデフォルトとするなど用語の再検討が必要ではないか。
7. ステップ4においては、適切な引当水準を確保できれば90日以上延滞のバックスト

## 審議事項(2)-4

ップを取り入れないという議論があり得るが、ステップ2における結論はそのような議論を制約することになるのか。

以 上